

フォローヘルパーステーション 同行援護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社フォローカンパニーが設置するフォローヘルパーステーション（以下、「事業所」という。）が行う指定同行援護事業（以下、「同行援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な同行援護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、同行援護を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 同行援護の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な同行援護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 同行援護の実施に当たっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、同行援護の実施に当たっては、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）をはじめ、各関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 フォローヘルパーステーション
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市榎列大榎列 781 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、同行援護の利用申込みに係る調整、同行援護計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 従業者 訪問介護員1名以上（登録ヘルパーを含む）
従業者は、同行援護計画に基づき、同行援護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1名
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、12月31日から1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
但し、電話連絡は24時間取れる体制をとる。
- (3) サービス提供日 月曜日～日曜日

(同行援護を提供する主な対象者)

第6条 事業所において同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（うち視覚に障害を有する者）
- (2) 身体障害児（18歳未満で、視覚に障害を有する児童）

(同行援護の内容)

第7条 事業所が行う同行援護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 同行援護計画の作成
- (2) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む。）
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
- (3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 同行援護を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町から代理受領するものとする。

- 2 事業所は、前項に定める利用者負担額について、各市町が定める利用者等の所得区分等に応じて減額することができる。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う同行援護に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者等に対して事前に文書により説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 5 第1項及び第3項の費用の支払いを受けた場合は、第1項の費用については受領証を、第3項の費用については領収証を、それぞれ当該利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市、洲本市とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に同行援護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した同行援護に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第12条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。

- (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
- (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(事業継続計画)

第14条 事業継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染対策・衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第16条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束等の禁止)

第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(人格の尊重)

第18条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

(秘密の保持)

第19条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第20条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。
- 4 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

- 第21条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

- 第22条 事業所は、適切な同行援護が提供できるよう従業員の勤務体制を整備するとともに、従業員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
 - 3 雇用契約においては、従業員であった者が従業員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該同行援護を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

- 第23条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社フォローカンパニーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。